

# 上山田吹奏楽団規約

平成26年8月3日改定

## **第1章 総則**

### **(名 称)**

第1条 本会は、上山田吹奏楽団と称する。

### **(目 的)**

第2条 音楽を通じ団員相互の親睦を深め、音楽の研究と演奏力の向上を図り、その活動と共に地域文化の発展に寄与することを目的とする。

### **(事 業)**

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 例会の開催
- (2) 総会の開催
- (3) 自主演奏会の開催
- (4) 各種発表会及び演奏会等への参加
- (5) 関係団体等との連絡提携
- (6) その他、目的達成に必要な事業

## **第2章 団員**

### **(組 織)**

第4条 本会は、団員をもって組織する。

### **(入団資格)**

第5条 団員は、次の事項に該当する者とする。

- (1) 本規約に賛同・了承した者。ただし、高校生及び18歳未満の場合は親権者の承諾を必要とする。

### **(入 団)**

第6条 入団者は所定の様式に記入し本会に提出しなければならない。本会役員会の承認を得た後、入会費を納入して入団することができる。

### **(休・退団)**

第7条 休団または退団を希望する団員は、所定の様式に記入し本会に提出しなければならない。本会役員会の承認を得て休団または退団することができる。

### **(入会費及び会費)**

第8条 入会費及び会費は、次のとおりとする。

- (1) 入会費は、就業者 2,000 円、学生 1,000 円とする。
- (2) 会費は月額で、就業者 2,000 円、学生 1,000 円とする。ただし休団者は免除されるものとする。

## **第3章 役員**

### **(役職)**

第9条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 代表兼マネージャー 1名
- (2) 会計幹事 1名
- (3) 監事 2名
- (4) その他必要な役員・係

第10条 本会には、次の音楽的現場の管理責任者を置く。

- (1) バンドマスター 1名
- (2) パートリーダー 若干名

### **(役員会)**

第11条 役員会は、代表・マネージャー・会計幹事で構成する。

### **(役職の任務)**

第12条 役職の任務は次のとおりとする。

- (1) 代表は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) マネージャーは、代表を補佐し、本会の全般にわたる事務を掌握し、総括的任務を行なう。
- (3) 会計幹事は、本会の出納その他の会計事務を掌る。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。
- (5) バンドマスターは、本会の音楽的現場を管理・掌握し、総括的任務を行う。
- (6) パートリーダーは、バンドマスターを補佐し、各パートの取りまとめを行う。

### **(役職の選任)**

第13条 各役職の選任・任期は次のとおりとする。

- (1) 本会総会において団員の中から互選により選任する。
- (2) 任期は1年とする。
- (3) 必要に応じ、その他の役員・係は総会にて承認を受け設ける。

### **(顧問)**

第14条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

- (1) 顧問は、団員の総意により代表が委嘱する。
- (2) 顧問は、本会の運営について代表の諮問に応ずる。

## **第4章 会議**

### **(会議の種類)**

第15条 本会の会議は、総会及び役員会とし、代表又はマネージャーが召集し議長の任にあたる。

### (総会)

第16条 総会の議事は、出席者の過半数の同意を得て決するものとし、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

総会は、毎会計年度1回開催を基本とし、事業計画、予算、決算及び役員改選等の事項を審議し決定する。

ただし、役員会が必要と認めた時は、臨時に総会を開くことができる。

### (役員会)

第17条 役員会は、必要に応じ随時開催し、本会の運営・執行に関する事項等を審議する。

## 第5章 その他規定

### (経費)

第18条 本会の経費は、入会費、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

### (会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年8月1日に始まり、翌年の7月31日に終わる。

### (決算及び監査)

第20条 役員会は、毎年総会までに決算して、監事の監査を受け、承認を得なければならない。

### (規約の改正)

第21条 本会の規約は、総会または臨時総会で過半数の同意を得なければ改正できない。

### (その他)

第22条 本規約に定めるもののほか、本会の会務の執行に関し必要な事項は、代表が役員会に諮って定めるものとする。

附則 この規約は、昭和61年12月8日から施行する。

改定第1号 この規約は、平成元年3月26日から施行する。

改定第2号 この規約は、平成2年4月1日から施行する。

改定第3号 この規約は、平成22年2月22日から施行する。

改定第4号 この規約は、平成26年8月3日から施行する。